

17 合理的配慮について

1 合理的配慮とは

障害のある児童生徒に適切な指導や必要な支援を行うためには、学習上又は生活上の困難、健康状態、教育的ニーズなどを理解した上での配慮が欠かせません。

合理的配慮とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。

「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」に伴い、合理的配慮は提供が必要なものであり、これを否定することは、差別に含まれるものとされています。

※基礎的環境整備

基礎的環境整備とは、合理的配慮の基礎となるものであって、障害のある児童生徒に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、国、都道府県、市町村がそれぞれ行う教育環境の整備のことです。合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮も異なることとなります。

2 合理的配慮の観点

合理的配慮を決定する際の観点として以下のように示されています。

・観点1 教育内容・方法

1-① 教育内容

1-①-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

1-①-2 学習内容の変更・調整

1-② 教育方法

1-②-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

1-②-2 学習機会や体験の確保

1-②-3 心理的・健康面の配慮

・観点2 支援体制

2-① 専門性のある指導体制の整備

2-② 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

2-③ 災害時等の支援体制の整備

・観点3 施設・設備

3-① 校内環境のバリアフリー化

3-② 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

3-③ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

3 合理的配慮の決定方法

個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいとされています。また、その内容は、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画においても活用されることが望ましいとされています。

※合理的配慮について、障害種別ごとの観点が宮城県教育委員会「教育支援の手引き(平成26年度発行)」に掲載されています。